

令和8年2月16日
課名 土木建築局砂防課
担当者 課長 神田
内線 3941

砂防激甚災害対策特別緊急事業にかかる国費の返納について

1 要旨・目的

令和5年度に交付決定を受けた砂防激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）において、交付決定を受けていない箇所へ予算の執行を行っていたことから、当該箇所の令和6年度実施額に係る国費の返納及び県債の繰上償還を行う。

2 現状・背景

二級河川賀茂川水系では平成30年災害に伴い令和元年度から令和5年度にかけて激特事業（砂防堰堤工、渓流保全工ほか）を行うこととし、そのうち中条川（竹原市）は令和元年度から令和3年度に交付決定を受け、令和3年度予算（令和5年度事故繰越）を用いて、令和5年度まで事業を実施していた。

事業完成間際の令和5年度末に、降雨の影響により法面崩壊等への対応が生じ、工事内容の変更や事業を次年度まで延長せざる得ないこととなった。その際に、誤って同一水系内の別箇所である賀茂川支川33の令和5年度の激特予算を使用し、令和6年度に事業を完成させた。交付決定を受けていない箇所へ予算を使用することはできないことから、事象が起きた時点で令和6年度に単独費を充当する等の措置を行なうべきであった。

今年度、国へ提出する完了実績報告を作成するにあたり、内容の精査を行ったところ、令和5年度の激特予算について、中条川の交付決定を受けないまま充当していた事を確認した。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 対応内容

今回の対応について国と協議を重ねた結果、中条川へ充当した金額を減額して完了実績報告を行い、返納事務を進めることとなった。

また、県負担部分に対して補助事業に適用可能な県債を充当していたことから、国費の返納に伴い県債を繰上償還する予定。

(3) 予算

「砂防激甚災害対策特別緊急事業 二級河川賀茂川水系 賀茂川支川33外」予算の状況 （単位：円）

	完了事業の実績（当初）		完了事業の実績（修正）		今回対象額（中条川分）	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費（返納額）
R5 当初	118,650,000	62,150,000	97,372,243	51,004,508	21,277,756	11,145,492
R5 補正	21,000,000	11,000,000	0	0	21,000,000	11,000,000
合計	139,650,000	73,150,000	97,372,243	51,004,508	42,277,756	22,145,492

※ 今後、国から国費の確定通知を受ける予定であり、国費返納額については現時点の見込額。

4 今後の対応

- 国費については、国から額の確定通知を受けた後、返納事務を進める。
また、国費の確定後、県債の繰上償還対象額を確定し、繰上償還手続きを行う。
- 今後の再発防止策として、研修や通知文書により関係者に周知、徹底するとともに、予算のチェック体制・管理方法の見直し、事業の進捗管理体制を強化するなど、補助制度の十分な理解及び適切な運用に努める。